

## 浄化槽を正しく使いましょう！

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を浄化するため、適正な管理が必要です。そのため、浄化槽法では次のことが義務付けられています。

- ①定期的な保守点検
- ②年1回の清掃
- ③法定検査の受検（使用開始後及び年1回）

法定検査は、浄化槽が適正に維持管理され、本来の浄化槽機能が十分に発揮されているかを判定するもので、一般社団法人青森県浄化槽検査センターが行います。また、浄化槽の使用開始時や廃止時、所有者の変更時などには、むつ環境管理事務所への届出等が必要です。

【お問合せ】一般社団法人青森県浄化槽検査センター ☎017-726-9500  
むつ環境管理事務所 ☎0175-33-1900

## ごみ出しのルールを守りましょう！

各町内会をはじめ、地区において収集日でない日に、ごみの排出が見受けられます。このような行為は共同のごみステーション利用者の方へ迷惑をかけることとなります。ごみの収集日程は、広報と一緒に配布される村民カレンダーに掲載されていますのでご確認ください。

- 1) 収集日の朝8時まで決められた場所に出しましょう。
  - 2) 生ごみは水切りしてから出しましょう。
  - 3) 資源ごみ①缶・ビン・ペットボトルは軽く水ですすぎましょう。
  - 4) 資源ごみ②紐で十字に縛って出しましょう。
  - 5) 有害ごみは形状ごとに紐で縛り、電池等は透明なビニール袋等に入れて出しましょう。
- ※「佐井村家庭ごみ・資源ごみの分け方・出し方」のリーフレットがない方は、担当までお申し出ください。

地域別ゴミ収集日程表						
収集地区名	可燃 燃えるごみ	不燃 燃えないごみ	資源ごみ①	資源ごみ②	有害 ごみ	粗大 ごみ
			缶・ビン ペットボトル	新聞紙・チラシ 雑誌・ダンボール 紙パック・白色トレイ		
大佐井 矢越・川目	毎週 月・木	毎月 第2・4水	毎週 水	毎月 第2・4火	毎月 第4火	全地区 随時収集
古佐井 原田	毎週 火・金	毎月 第2・4土	毎週 土	毎月 第2・4木	毎月 第4木	
磯谷・長後 福浦・牛滝	毎週 水・土	毎月 第2・4金	毎週 金	毎月 第2・4月	毎月 第4月	

【お問合せ】住民・環境部門 品田・宮澤

## 火災予防条例が改正されました

平成26年8月1日より火災予防条例が改正されました。

- 1 催しで火気器具を使用する場合は消火器の準備が必要です。  
縁日、花火大会その他多数の方が集合する催しで火気器具（ガス、電気、ガソリンなどを使用し、火災の発生のおそれのある器具）を使用する場合は、消火器を設置しなければなりません。
- 2 火気器具などを使用する露店などを開設しようとする場合は？  
縁日、花火大会その他多数の者の集合する催しで火気器具（ガス、電気、ガソリンなどを使用し火災の発生のおそれのある器具）を使用する露店などを開設する場合は、事前に消防署への届出が必要となります。  
祭礼、縁日、花火大会などで火気を取り扱う際は、消火器の準備と届出が必要ですので、よろしくをお願いします。

【お問合せ】佐井消防分署 予防係 担当：長島 ☎38-2266